

早稲田大学歴史館 資料等の複写物の利用に関する細則

2025年5月20日 館長決裁、2025年6月1日 施行

(目的)

第1条 この細則は、早稲田大学歴史館資料利用内規第17条に基づき、資料等の複写物の出版等における利用（以下、「複写物の利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の要件)

第2条 複写物の利用は、学術研究もしくは社会教育等の公共的目的を持つと認められる出版物・放映作品等について、館長の判断によって承認できるものとする。

(利用の手続き)

第3条 無償での複写物の利用を希望する者は、別紙様式3号の出版掲載等利用承認申請書および所定の書類を、利用予定日の3週間前までに歴史館事務所に提出するものとする。

2 館長は、提出された出版掲載等利用承認申請書及び関係書類に基づき審査を行い、承認の可否を通知する。

3 館長は、審査の必要に応じて、追加の資料の提供を求めることができる。

4 別紙様式3号の改訂は、館長の承認を要するものとする。

(利用の限定)

第4条 利用者が再販、増刷、再放送あるいは展示期間の延長など、承認された申請書に記載のない利用を希望する場合、その都度事前に、前条に定めた手続きに従い、館長の審査を経て承認を得なければならない。

(許可の取消・利用制限)

第5条 館長は、この細則及びその他の規定に違反した者に対して、複写物の利用許可を取り消すとともに、以降の利用を禁止することができる。

(特別の事業についての免除)

第6条 館長は、歴史館あるいは本学が実施する特定の事業に限り、第3条及び第4条の適用を免除することができる。